

2019年度食品安全委員会運営計画（案）

（平成31年 月 日食品安全委員会決定）

第1 2019年度における委員会の運営の重点事項

（1）事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

（2）重点事項

① 食品健康影響評価の着実な実施

食品の安全に関する国際的動向を踏まえた我が国の食品の安全の確保に資する制度の見直し等を踏まえ、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。

2019年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。

a. 平成30年6月の食品衛生法の改正によって、国際整合的な食品用器具・容器包装についてのポジティブリスト制度が導入されたことから、器具・容器包装から食品へ移行する物質について、評価ガイドライン等を取りまとめた上で、リスク評価依頼がなされた物質について順次リスク評価を行う。また、同年同月の農薬取締法の改正に伴い導入される農薬の再評価について対応を進める。

b. 農薬について、国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、国内外の安全性評価の考え方等を基に評価ガイドラインを策定する。また添加物についても、研究事業の取りまとめを活用して評価ガイドラインの改訂を検討する。

c. ベンチマークドーズ法については、化学物質の毒性評価に資するよう、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、食品健康影響評価技術研究（以下「研究事業」という。）の成果等を基に集積された科学的知見を組み込むことによりガイドラインの作成を進める。また*in silico*評価手法を推進するため、知見の蓄積を行う。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、リスクアナリシス及び食品安全の基本的な考え方並びに食中毒についてリスクコミュニケーションを実施する。特に学校育関係者や食品関係事業者との連携強化を図る。

③ 研究・調査事業の活用

研究事業の活用状況等に着目した追跡評価の結果を踏まえ、プログラム評価を行う。その上で、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定（平成27年3月31日最終改定。以下「ロードマップ」という。）について、2020年度から2024度までの5年間に委員会が推進すべき研究・調査の方向性を明示するための内容の改正を行う。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集のため、国際会議等に委員、専門委員等を積極的に派遣する。さらに、平成30年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合、新たな機関との関係構築、国際会議の開催等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的かつ戦略的に行い、連携を強化する。

第2 委員会の運営全般

（1）委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

（2）企画等専門調査会の開催

2019年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

（3）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会を合同で開催

（4）委員会と専門調査会の連携の確保

専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

(5) リスク管理機関との連携の確保

食品安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

(6) 事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。

2019年度においては、器具・容器包装から食品へ移行する物質について、食品衛生法改正に伴うポジティブリスト制度導入に対応するため評価ガイドラインを策定するとともに、農薬について、これまでの評価結果や国内外の安全性評価の考え方を基に評価ガイドラインを策定する。また添加物については、研究事業のとりまとめを活用して評価指針の改訂を検討する。

さらに、ベンチマークドーズ法について海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用に関するガイドラインの策定を進める。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

2019年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が

自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

（2）「自ら評価」の実施

平成30年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。

- ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）

調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。

- ② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）

研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を踏まえ、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を進める。

（3）「自ら評価」の結果の情報発信等

2019年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果について、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、2019年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、隨時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を2020年2月を目途に実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 研究・調査事業のロードマップの改正

今後 5 年間に委員会において推進すべき研究・調査の方向性を明示するため、ロードマップの改正を行う。

2 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

2020 年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、改正されたロードマップを踏まえて定められた優先実施課題に基づき、別紙 3 に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(2) 平成 30 年度に終了した研究課題の事後評価の実施

平成 30 年度に終了した研究課題について、別紙 4 に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(3) 平成 30 年度に実施する研究課題の中間評価の実施

平成 30 年度に実施する研究課題について、別紙 4 に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(4) 実地指導

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、2019 年 10 月に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成 17 年 1 月 31 日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

3 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

2020 年度における食品安全確保総合調査対象課題については、改正されたロードマップを踏まえて定められた優先実施課題に基づき、別紙 5 に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

4 研究・調査事業の「プログラム評価」の実施

これまでに行った、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着目した追跡調査を踏まえ、プログラム評価を行う。

第6 リスクコミュニケーションの促進

「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、2019年度の重点テーマを「リスクアナリシス、食品安全の基本的な考え方」及び「食中毒」とし、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。また、情報発信に当たり、新たな媒体の活用について検討する。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。特に、小学校高学年が成人（学校教育関係者、保護者等）と一緒に食品安全について学べるキッズボックスについて、掲載記事を充実させる。

また、掲載情報をより見やすくするため、トップページのレイアウトを見直す。

(2) Facebook

「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえ、健康被害案件、2019年度の重点テーマ、季節性のある注意喚起等についての記事を適時発信する。

(3) メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を「Weekly版」として発信するとともに、実生活に役立つ食品の安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等を「読物版」として発信する。

(4) ブログ

メールマガジン「読物版」で配信した内容を始め、食品の安全に関する情報提供を行う。

(5) 冊子等の紙媒体

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく冊子に取りまとめ、広く国民に情報提供を行う。また、パンフレット「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」（2019年改訂予定）を、意見交換会等において配布する。

重点テーマについては、食中毒については意見交換会でリーフレットを配布し、リスクアナリシスの考え方については学会のブース出展等で掲示するためのポスターを改訂する。

(6) YouTube

YouTubeに2019年度に実施した「精講：食品健康影響評価」及び「みんなのための食品安全勉強会」の動画を掲載する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

(1) 意見交換会、講師派遣等

重点テーマについて、広く一般消費者を対象とした食品の安全に関する科学的な基礎知識についての講座「みんなのための食品安全勉強会」と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座「精講：食品健康影響評価」を、それぞれ複数地域で開催する。

また、特に学校教育関係者に対しては、地方公共団体主催の意見交換会等に講師を派遣することにより、児童・生徒、保護者への波及効果を高めていくほか、学校教育関係者が現場で活用しやすい教材（副読本）作りを進める。

加えて、フードチェーンの一部をなす流通に携わる事業者に対して、科学的根拠に基づく情報を提供する。

さらに、特定の食品による過剰摂取等のおそれがあるハザードについては、Facebook等の記事投稿、意見交換会・研修等への講師派遣により、その食品の摂取量が多い層に対して普及啓発を行う。

(2) その他

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤルを通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品のリスクについて科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。また、学校教育関係者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、連携強化を進める。

さらに、リスクコミュニケーションの成功事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等と、定期的に意見交換を実施し、関係強化を図る。

特に、消費者団体、事業者団体及び関係職能団体からの要望を踏まえ、意見交換会（共催）や講師派遣等を実施する。

(4) 学術団体との連携

食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において、委員会委員による講演等とブース出展を行う。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、2019年4月～11月（実務研修）、12月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるよう的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 國際協調の推進

（1）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

2019年5月 P r i o n 2019

5月 FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（J M P R）（臨時）

6月 第87回FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（J E C F
A）

6月 第34回OECD農薬作業部会

8月 米国バイオ規制視察

9月 FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（J M P R）

9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）
2019

2020年3月 米国毒性学会（S O T）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。

（2）海外の研究者等の招へい

海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関

する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

(3) 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合を開催する。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

(4) 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。

2019年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

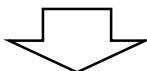
月	調査審議事項
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 2019年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2019年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 2019年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
2020年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度食品安全委員会運営計画について ○ 2019年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、2020年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

2019年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事 項
2019年6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画等専門調査会における審議 <ul style="list-style-type: none"> ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
8月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） <ul style="list-style-type: none"> ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
2020年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） <ul style="list-style-type: none"> ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全委員会における審議 <ul style="list-style-type: none"> ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全委員会における審議 <ul style="list-style-type: none"> ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

2020年度新規研究課題決定までのスケジュール

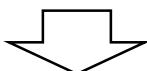
新ロードマップに基づく2020年度に優先的に実施すべき研究課題の決定
(2019年9月)



研究課題の募集
(2019年10月)



書面審査
(2019年11月～12月)



ヒアリング審査
(2020年1月)



研究課題候補の選定
(2020年1月～2月)

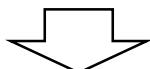


新規研究課題の食品安全委員会決定
(2020年3月)

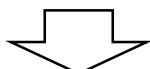
2019年度の研究事業評価実施スケジュール

[平成30年度に終了した課題の事後評価]

事後評価の実施（2019年7月）



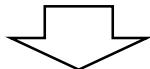
食品安全委員会への報告（2019年9月）



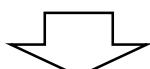
研究成果発表会（2019年10月）

[2019年度に実施する課題の中間評価]

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限
(2019年11月)



中間評価の実施（2020年1月）



食品安全委員会決定（2020年3月）

2020年度に実施する調査課題の選定

新ロードマップに基づく
2020年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(2019年9月)



実施課題案の選定
(2020年1月～2月)



食品安全委員会決定
(2020年3月)

2019年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）

項目	平成30年度運営計画	2019年度運営計画
第1 201 9年度お ける委員会 の運営の重 点事項	<p>(1) 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p> <hr/> <p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p><u>食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入等を含む食品衛生法の改正等の動向を踏まえつつ、効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討及び活用並びに事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。また、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）について「新たな時代に対応した評価技術の検討～化学物質の毒性評価のための(Q)SAR及びRead a crossの利用～」（平成29年6月30日評価技術企画ワーキンググループ決定）に基づきリスク評価への活用を検討するとともに、ベンチマークドーズ法等について引き続き海外の評価機関等の動向を踏まえつつリスク評価への活用方策の検討を進める。</u></p> <p>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施</p> <p>食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27</p>	<p>(1) 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p> <hr/> <p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p><u>食品の安全に関する国際的動向を踏まえた我が国の食品の安全の確保に資する制度の見直し等を踏まえ、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</u> <u>2019年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</u></p> <p>a. <u>平成30年6月の食品衛生法の改正によって、国際整合的な食品用器具・容器包装についてのポジティブリスト制度が導入されたことから、器具・容器包装から食品へ移行する物質について、評価ガイドライン等を取りまとめた上で、リスク評価依頼がなされた物質について順次リスク評価を行う。また、同年同月の農薬取締法の改正に伴い導入される農薬の再評価について対応を進める。</u></p> <p>b. <u>農薬について、国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、国内外の安全性評価の考え方等を基に評価ガイドラインを策定する。また添加物についても、研究事業の取りまとめを活用して評価ガイドラインの改訂を検討する。</u></p> <p>c. <u>ベンチマークドーズ法については、化学物質の毒性評価に資するよう、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、食品健康影響評価技術研究（以下「研究事業」という。）の成果等を基に集積された科学的知見を組み込むことによりガイドラインの作成を進めること。また <i>in silico</i> 評価手法を推進するため、知見の蓄積を行う。</u></p> <p>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施</p> <p>食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27</p>

年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、今後は、国民の関心の高い事項への重点化を図るとともに、最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信、マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

③ 研究・調査事業の活用

食品健康影響評価を的確に実施するために、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成22年12月16日委員会決定(平成27年3月31日改正)。以下「ロードマップ」という。)等を踏まえ、研究・調査を計画的・戦略的に実施し、評価方法の企画・立案等にその成果を迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行う。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、リスク評価に関する国際的な議論に貢献するとともに、必要な情報を収集するため、国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。さらに、平成29年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。

⑤ 緊急時対応の強化

関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。

年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、リスクアセスメント及び食品安全の基本的な考え方並びに食中毒についてリスクコミュニケーションを実施する。特に学校育関係者や食品関係事業者との連携強化を図る。

③ 研究・調査事業の活用

研究事業の活用状況等に着目した追跡評価の結果を踏まえ、プログラム評価を行う。その上で、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成22年12月16日委員会決定(平成27年3月31日最終改定。以下「ロードマップ」という。)について、2020年度から2024度までの5年間に委員会が推進すべき研究・調査の方向性を明示するための内容の改正を行う。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集のため、国際会議等に委員、専門委員等を積極的に派遣する。さらに、平成30年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合、新たな機関との関係構築、国際会議の開催等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的かつ戦略的に行い、連携を強化する。

(削る)

第2 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画等専門調査会の開催

平成30年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会を合同で開催

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画等専門調査会の開催

2019年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会を合同で開催

	<p>(4) 委員会と専門調査会の連携の確保</p> <p>専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 事務局体制の整備</p> <p>評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>	<p>(4) 委員会と専門調査会の連携の確保</p> <p>専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 事務局体制の整備</p> <p>評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
第3 食品健康影響評価の実施	<p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p> <p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について</p> <p>「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日委員会決定)に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p> <p>(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について</p> <p>「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。</p> <p>2 評価ガイドライン等の策定</p> <p>食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。<u>また、これまで作成した評価書を迅速に参照できる仕組みを委員会事務局に導入し、評価書案の作成の効率化に資する。</u></p> <p>平成30年度においては、アレルゲンを含む食品について、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会において議論を進める。</p> <p>さらに、農薬の評価に係る評価ガイドラインの策定について検討を進めるとともに、ベンチマークドーズ法や食中毒原因微生物の定量評価に資する技術等について、リスク評価への</p>	<p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p> <p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について</p> <p>「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日委員会決定)に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p> <p>(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について</p> <p>「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。</p> <p>2 評価ガイドライン等の策定</p> <p>食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。</p> <p><u>2019年度においては、器具・容器包装から食品へ移行する物質について、食品衛生法改正に伴うポジティブリスト制度導入に対応するため評価ガイドラインを策定するとともに、農薬について、これまでの評価結果や国内外の安全性評価の考え方を基に評価ガイドラインを策定する。また添加物については、研究事業のとりまとめを活用して評価指針の改訂を検討する。</u></p> <p><u>さらに、ベンチマークドーズ法について海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用に関するガイドラインの策定を進める。</u></p>

活用方策の検討を進める。

	<p>3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>平成30年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> <p>(2) 「自ら評価」の実施</p> <p>平成29年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。</p> <p>① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」(平成19年度決定) 調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。</p> <p>② 「アレルギー物質を含む食品」(平成27年度決定) 研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、卵及び乳に関する調査審議を開始する。さらに、麦類及びそば類に関する科学的知見を収集する調査事業を実施する。</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報発信等</p> <p>平成30年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。平成29年度の自ら評価案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>	<p>3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>2019年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> <p>(2) 「自ら評価」の実施</p> <p>平成30年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。</p> <p>① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」(平成19年度決定) 調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。</p> <p>② 「アレルギー物質を含む食品」(平成27年度決定) 研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を踏まえ、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を進める。</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報発信等</p> <p>2019年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	<p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成30年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、隨時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を平成31年1月を目途に実施する。</p>	<p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、2019年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随时、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を2020年2月を目途に実施する。</p>

第5 食品の 安全性の確 保に関する 研究・調査 事業の推進	(新設)	<p>1 研究・調査事業のロードマップの改正 <u>今後5年間に委員会において推進すべき研究・調査の方向性を明示するため、ロードマップの改正を行う。</u></p>
	1 食品健康影響評価技術研究の推進	2 食品健康影響評価技術研究の推進
	(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定	(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定
	<p><u>平成31年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</u></p>	<p><u>2020年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、改正されたロードマップを踏まえて定められた優先実施課題に基づき、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</u></p>
	(2) 平成29年度に終了した研究課題の事後評価の実施	(2) 平成30年度に終了した研究課題の事後評価の実施
	<p><u>平成29年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</u></p>	<p><u>平成30年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</u></p>
	(3) 平成29年度に実施する研究課題の中間評価の実施	(3) 平成30年度に実施する研究課題の中間評価の実施
	<p><u>平成29年度に実施する研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</u></p>	<p><u>平成30年度に実施する研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</u></p>
	(4) 実地指導	(4) 実地指導
	<p><u>研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、平成30年10月に実地指導を行う。</u></p>	<p><u>研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、2019年10月に実地指導を行う。</u></p>
	(5) 関係府省との連携	(5) 関係府省との連携
	<p><u>競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等について意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年1月31日関係府省申合せ))を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</u></p>	<p><u>競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等について意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年1月31日関係府省申合せ))を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</u></p>
	2 食品の安全性の確保に関する調査の推進	3 食品の安全性の確保に関する調査の推進
	(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定	(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成31年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施

平成30年度においては、平成31年のプログラム評価及び新ロードマップの策定に向けて、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着目した追跡評価を行う。

2020年度における食品安全確保総合調査対象課題については、改正されたロードマップを踏まえて定められた優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

4 研究・調査事業の「プログラム評価」の実施

これまでに行った、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着目した追跡調査を踏まえ、プログラム評価を行う。

第6 リスクコミュニケーションの促進

「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。

特に、委員会の活動を理解していただくため、各専門調査会等を紹介したページを設けるとともに、学校教育関係者や小さな子どもを持つ親に人気の高いキッズボックスについて、掲載頻度を増やす。

また、ホームページをより見やすくするため、過去の情報の整理等を行う。

(2) Facebook

「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」(平成29年5月委員会事務局長決定)の投稿指針等を踏まえ、機動的対応が必要な健康被害案件の発信のほか、季節性のある注意喚起や食品の安全に関する科学的な知識の普及等、各種記事の適時・適切な発信を行う。

「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、2019年度の重点テーマを「リスクアセスメント、食品安全の基本的な考え方」とし、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。また、情報発信に当たり、新たな媒体の活用について検討する。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。特に、小学校高学年が成人（学校教育関係者、保護者等）と一緒に食品安全について学べるキッズボックスについて、掲載記事を充実させる。

また、掲載情報をより見やすくするため、トップページのレイアウトを見直す。

(2) Facebook

「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」(平成29年5月委員会事務局長決定)の投稿指針等を踏まえ、健康被害案件、2019年度の重点テーマ、季節性のある注意喚起等についての記事を適時発信する。

また、必要に応じて記事を英訳し、発信を行う。

(3) メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等委員会の活動状況を簡潔に「Weekly版」として発信するとともに、実生活に役立つ食品の安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等を「読物版」として発信する。

(4) ブログ

メールマガジン「読物版」で配信した内容を始め、食品の安全に関する情報提供を行う。

(5) 冊子等の紙媒体

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく冊子に取りまとめ、広く国民に情報提供を行う。

また、パンフレット「食品安全委員会」の日本語版及び英語版を改訂し、意見交換会や関係者との交流等において配布する。

さらに、子どもと一緒に読めるように、キッズボックスの記事をリーフレットや冊子等の印刷物とし、ニーズのある学校教育関係者、地方公共団体、図書館等に配布する。

(6) YouTube

食品の安全に関する科学的な知識の普及啓発を目的とした講座である「精講：食品健康影響評価」及び「みんなのための食品安全勉強会」の開催動画を掲載するとともに、動画で発信するとより理解しやすい情報については、動画用コンテンツの作成を検討する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者等に、食品の安全に関する科学的な知識を効果的に普及するために、広く一般消費者を対象とした食品の安全に関する科学的な基礎知識についての講座「みんなのための食品安全勉強会」と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座「精講：食品健康影響評価」に分けて、地方での開催も含め実施する。また、特定の食品による過剰摂取等の恐れがある場合は、情報提供の方法を工夫し、その食品の摂取量が多い層に対し、的確に知識の普及啓発を行う。

上記を除く意見交換会については、学校教育関係者を重点対象として実施する。特に、波及効果を高めるため、地方公共団体等が意見交換会を実施しやすい仕組み作り、説明内容の改善、現場で活用しやすい教材の作成・提供等を行う。

また、食品の安全性に関する用語集について必要に応じて見直しを行うとともに、学校教育関係者が指導の際に活用できる食品の安全に関する教材（副読本）の作成に着手する。

(3) メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を「Weekly版」として発信するとともに、実生活に役立つ食品の安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等を「読物版」として発信する。

(4) ブログ

メールマガジン「読物版」で配信した内容を始め、食品の安全に関する情報提供を行う。

(5) 冊子等の紙媒体

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく冊子に取りまとめ、広く国民に情報提供を行う。また、パンフレット「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」（2019年改訂予定）を、意見交換会等において配布する。

重点テーマについては、食中毒については意見交換会でリーフレットを配布し、リスクアナリシスの考え方については学会のブース出展等で掲示するためのポスターを改訂する。

(6) YouTube

YouTubeに2019年度に実施した「精講：食品健康影響評価」及び「みんなのための食品安全勉強会」の動画を掲載する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

(1) 意見交換会、講師派遣等

重点テーマについて、広く一般消費者を対象とした食品の安全に関する科学的な基礎知識についての講座「みんなのための食品安全勉強会」と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座「精講：食品健康影響評価」を、それぞれ複数地域で開催する。

また、特に学校教育関係者に対しては、地方公共団体主催の意見交換会等に講師を派遣することにより、児童・生徒、保護者への波及効果を高めていくほか、学校教育関係者が現場で活用しやすい教材（副読本）作りを進める。

加えて、フードチェーンの一部をなす流通に携わる事業者に対して、科学的根拠に基づく情報を提供する。

さらに、特定の食品による過剰摂取等のおそれがあるハザードについては、Facebook等の記事投稿、意見交換会・研修等への講師派遣により、その食品の摂取量が多い層に対して普及啓発を行う。

	<p><u>さらに、食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問合せに対応する。食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、重要な質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</u></p>	<p>(2) その他</p> <p>食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、<u>食の安全ダイヤルを通じて消費者からよく聞かれる質問等</u>については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</p>
	<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携</p> <p>リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p>	<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携</p> <p>関係省庁が、食品のリスクについて科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p>
	<p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。</p> <p>また、リスクコミュニケーション（共催、地方公共団体単独開催）をより効果的に実施すること等を目的として地方公共団体との連絡会議を開催する。</p>	<p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。また、<u>学校教育関係者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、連携強化を進める。</u></p> <p>さらに、リスクコミュニケーションの成功事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p>
	<p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）</p> <p>マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等と、定期的に意見交換を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特に、消費者団体、事業者団体及び関係職能団体とは、各団体の要望も踏まえ、<u>共催での意見交換会や講師派遣等</u>を実施する。</p>	<p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）</p> <p>マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等と、定期的に意見交換を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特に、消費者団体、事業者団体及び関係職能団体からの要望を踏まえ、<u>意見交換会（共催）や講師派遣等</u>を実施する。</p>
	<p>(4) 学術団体との連携</p> <p>食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、<u>引き続き、関係する学会での委員会委員による講演等及びブース展示を実施する。実施に当たっては、重点化する学術分野を明確化するとともに、学会での委員会委員による講演等とブース出展を有機的に連動させることにより、学術団体との連携の更なる強化を図る。</u></p>	<p>(4) 学術団体との連携</p> <p>食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、<u>更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において、委員会委員による講演等とブース出展を行う。</u></p>
第7 緊急の事態への対処	<p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危険物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p>	<p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危険物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p>

	<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>	<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>																																		
	<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、<u>平成30年4月～11月</u>（実務研修）、12月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、<u>2019年4月～11月</u>（実務研修）、12月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>																																		
第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	<p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるよう的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p><u>また、ハザード情報の共通化及び省庁間での共有化を推進する。</u></p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるよう的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>																																		
第9 国際協調の推進	<p>(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <table> <tr> <td>平成30年5月</td> <td><u>P r i o n 2 0 1 8</u></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td><u>第86回FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（J E C F A）</u></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td><u>第25回O E C D新規食品・飼料作業部会合同部会</u></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td><u>米国バイオ規制視察</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>F A O ／ W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>第3回欧洲食品安全機関（E F S A）科学カンファレンス</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>E F S Aとの第6回定期会合</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）2 0 1 8</u></td> </tr> <tr> <td>平成31年3月</td> <td><u>米国毒性学会（S O T）</u></td> </tr> </table> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p>	平成30年5月	<u>P r i o n 2 0 1 8</u>	6月	<u>第86回FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（J E C F A）</u>	6月	<u>第25回O E C D新規食品・飼料作業部会合同部会</u>	8月	<u>米国バイオ規制視察</u>	9月	<u>F A O ／ W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）</u>	9月	<u>第3回欧洲食品安全機関（E F S A）科学カンファレンス</u>	9月	<u>E F S Aとの第6回定期会合</u>	9月	<u>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）2 0 1 8</u>	平成31年3月	<u>米国毒性学会（S O T）</u>	<p>(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <table> <tr> <td>2019年5月</td> <td><u>P r i o n 2 0 1 9</u></td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td><u>FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（J M P R）（臨時）</u></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td><u>第87回FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（J E C F A）</u></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td><u>第34回O E C D農薬作業部会</u></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td><u>米国バイオ規制視察</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>F A O ／ W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）2 0 1 9</u></td> </tr> <tr> <td>2020年3月</td> <td><u>米国毒性学会（S O T）</u></td> </tr> </table> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p>	2019年5月	<u>P r i o n 2 0 1 9</u>	5月	<u>FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（J M P R）（臨時）</u>	6月	<u>第87回FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（J E C F A）</u>	6月	<u>第34回O E C D農薬作業部会</u>	8月	<u>米国バイオ規制視察</u>	9月	<u>F A O ／ W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）</u>	9月	<u>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）2 0 1 9</u>	2020年3月	<u>米国毒性学会（S O T）</u>
平成30年5月	<u>P r i o n 2 0 1 8</u>																																			
6月	<u>第86回FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（J E C F A）</u>																																			
6月	<u>第25回O E C D新規食品・飼料作業部会合同部会</u>																																			
8月	<u>米国バイオ規制視察</u>																																			
9月	<u>F A O ／ W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）</u>																																			
9月	<u>第3回欧洲食品安全機関（E F S A）科学カンファレンス</u>																																			
9月	<u>E F S Aとの第6回定期会合</u>																																			
9月	<u>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）2 0 1 8</u>																																			
平成31年3月	<u>米国毒性学会（S O T）</u>																																			
2019年5月	<u>P r i o n 2 0 1 9</u>																																			
5月	<u>FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（J M P R）（臨時）</u>																																			
6月	<u>第87回FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（J E C F A）</u>																																			
6月	<u>第34回O E C D農薬作業部会</u>																																			
8月	<u>米国バイオ規制視察</u>																																			
9月	<u>F A O ／ W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）</u>																																			
9月	<u>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）2 0 1 9</u>																																			
2020年3月	<u>米国毒性学会（S O T）</u>																																			

<p>(2) 海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p>	<p>(2) 海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p>
<p>(3) 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）及びドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）と連携強化のための会合を開催するとともに、<u>本年3月に新たに協力文書を締結したデンマーク工科大学（D T U）</u>とも連携強化のための検討を進める。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（F D A）等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</p>	<p>(3) 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、<u>ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）</u>及び<u>デンマーク工科大学（D T U）</u>と連携強化のための会合を開催する。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（F D A）、<u>アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関</u>との情報交換、連携の構築を行う。</p>
<p>(4) 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。</p>	<p>(4) 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。</p>